

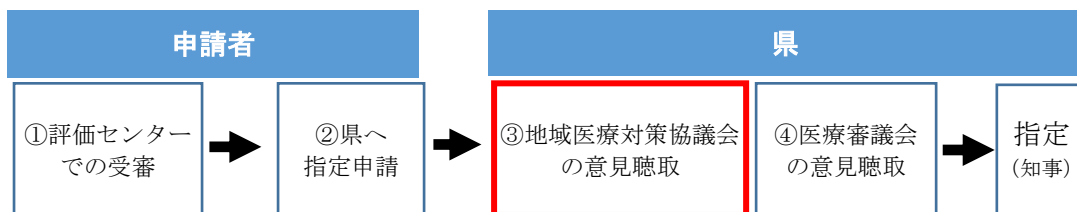
医師の働き方改革にかかる 特定労務管理対象機関（特例水準）の指定について

1 制度概要

令和 6 年度から、年間の時間外・休日労働時間が 960 時間を超えざるを得ない医療機関は、知事から特例水準の指定を受けることで、1,860 時間を時間外・休日労働時間の上限とすることができます。

県は、地域医療対策協議会と医療審議会（医師の働き方改革部会）の意見を聴いて、指定を行います。（有効期間 3 年）

2 指定までの流れ



3 指定申請の見込み

(1) 見込み数と指定区分 (R5.8 末)

特例水準	申請見込み	指定事由（時間外・休日労働が長時間にならざるを得ない理由）
B	5 病院	救急医療、在宅医療、その他特に必要な医療
連携 B	2 病院	医師の派遣
C-1	1 病院	研修医・専攻医の技能向上
C-2	なし	高度な技能の習得

※実数 6 病院

(2) 当協議会での意見聴取

- ① 11 月 20 日 第 3 回地域医療対策協議会（9/29 申請締切分を協議）
- ② 令和 6 年
2 月 第 4 回地域医療対策協議会（12/28 申請締切分を協議）

4 地域医療対策協議会での意見聴取の観点

申請者の時間外・休日労働時間が長時間となることについて、次の点から総合的に勘案し、やむを得ないものであるかどうか協議いただく。

- ①勤務医師数、業務内容、時間外数
- ②宿日直許可の状況
- ③医師の健康確保措置（面接指導、インターバル）の計画
- ④その他医師が働きやすい環境づくりの実績・計画
- ⑤（C-1の場合）臨床研修医、専攻医の確保を進める取組

（参考）医療審議会（医師の働き方改革部会）での意見聴取について

申請者の時間外・休日労働時間が長時間となることについて、次の点から総合的に勘案し、やむを得ないものであるかどうか協議いただく。

- ①勤務医師数、業務内容、時間外数
- ②宿日直許可の状況
- ③地域の医療提供体制において、不可欠な業務・役割を担っていること